

## 四国八十八カ所支店定期預金

(令和3年9月20日現在)

1. 商品名	四国八十八カ所支店定期預金
2. ご利用いただける方	四国八十八カ所支店普通預金口座をお持ちの個人のお客様 (ただし、個人事業主の方で屋号付はお申込できません。)
3. 対象預金	スーパー定期 (自由金利型定期預金 (M型) (単利型・複利型)) ◇お預入れ金額300万円未満……スーパー定期 ◇お預入れ金額300万円以上……スーパー定期300
4. 期間	単利型：6ヶ月 複利型：1年、2年、3年、4年、5年 ※自動継続 (元金継続または元利金継続) でのお取扱いとなります。
5. お預入れ方法 (1)お預入れ方法 (2)お預入れ金額 (3)お預入れ単位	一括お預入れ ◇スーパー定期………1万円以上300万円未満 ◇スーパー定期300………300万円以上1,000万円以下 1円単位
6. 払戻方法	お客様ご自身にてインターネットバンキングより払戻し手続きを行っていただけます。お手続き後、四国八十八カ所支店普通預金口座に入金します。
7. 利息 (1)適用金利 (2)支払頻度 (3)計算方法	お預入れ時の約定利率を満期日まで適用します。 ※金利は四国八十八カ所支店ホームページに表示しています。 ※自動継続後は、継続日における四国八十八カ所支店定期預金の利率を適用します。 満期日以後に一括してお支払いします。 (単利型の場合) 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。 (複利型の場合) 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算とします。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	—
10. 税区分	分離課税 (国税15.315%および地方税5%、合計20.315%) となります。 ※平成25年1月1日以降は、復興特別所得税が追加課税されています。
11. 金融商品販売法に係る重要事項のご説明	本商品は預金保険制度の対象となっており預金保険制度の範囲内で保護されます。
12. 中途全額解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、預金規定に基づき、次頁のお預入れ期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。

(3-1)

## 四国八十八カ所支店定期預金

13. その他参考となる事項	<p>通帳・証書の発行はいたしません。 お取引内容はWithYouNetにてご確認ください。 愛媛銀行本支店窓口、ATMでのお取引はできません。 マル優のお取扱はできません。 元利金自動継続により、お預入れ金額が1,000万円超となった場合、スーパー定期300として継続します。</p>
14. 苦情受付窓口	<p>営業店：お取引店 本 部：お客様相談所 089-933-1111</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）</li> <li>● 受付時間：午前9時～午後5時</li> </ul>

### ●中途解約利率

次のA、Bの低い方とします。（小数点第4位以下切り捨て）

なお、A、Bで算出した利率が解約日における普通預金利率を下回る時は、解約日における普通預金利率を適用します。

#### 【A】

定期預金の 契約期間 お預入れ期間	6ヶ月 1年、2年	3年	4年	5年
6か月未満	普通預金利率			
6か月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×30%
1年以上1年半未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×40%
1年半以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×60%	約定利率×50%
2年以上2年半未満	—	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×60%
2年半以上3年未満	—	約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×70%
3年以上4年未満	—	—	約定利率×90%	約定利率×80%
4年以上5年未満	—	—	—	約定利率×90%

#### 【B】

お預入れ日当日におけるお預入れ期間に該当する期間の店頭表示利率の95%

※店頭表示利率は、愛媛銀行ホームページ（四国八十八カ所支店を除く）の預金金利に表示している金利となります。

（3-2）

【全国銀行協会相談室】



0570-017109

インターネット

※一般電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。

または 03-5252-3772

- 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）
- 受付時間：午前9時～午後5時

(3-3)